

## 企画提案に係る手続開始の公告

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年8月26日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
令和6年度ふじのくに関係人口創出・拡大事業情報発信業務委託
- (2) 業務内容  
別添「企画提案説明書」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
- (4) 契約限度額  
2,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 2 企画提案書等を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務を実施する技術及び体制を有し、過去に「ホームページの作成・運営」等の類似業務の受託実績があること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 下記に該当する者でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 選定基準

提出された書類に基づき、総合的に審査して決定する。

### 4 手続等

#### (1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館4階

静岡県政策推進局総合政策課 総合政策班

(電話番号) 054-221-3201

(Eメール) e-kankei@pref.shizuoka.lg.jp

#### (2) 企画提案募集要項及び企画提案説明書の配布

##### ア 配布期間

令和6年8月26日(月)から令和6年9月13日(金)午後5時まで(上記(1)は土日、祝日を除く)

##### イ 配布場所

上記(1)及び静岡県総合政策課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>)

#### (3) 参加表明書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

##### ア 提出書類

参加表明書、会社概要書(詳細は「企画提案募集要項」の別表1参照)

##### イ 提出期限

令和6年9月10日(火)午後5時まで

##### ウ 提出場所

上記(1)へ電子メール

#### (4) 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、次により企画提案書等を提出すること。

##### ア 提出書類等

企画提案書、業務の実施体制、類似業務の実績、参考見積書、(詳細は「企画提案募集要項」の別表2参照)

##### イ 提出期限

令和6年9月13日(金)午後5時まで

##### ウ 提出場所及び提出方法

上記(1)へ電子メール

#### (5) 審査対象者の選定

ア 企画提案書等を提出した者が5者を越えた場合は、企画提案書等の一部を評価し、審査対象者として評価点の高い者から5者を選定することがある。ただし、合計点が5番目に高い者が複数存在した場合は、見積額の低い者を優先して選定する。

イ 審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和6年9月17日(火)までに通知する。

ウ 選定されなかった者（以下、「非選定者」と言う。）に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和6年9月17日(火)までに通知する。

(6) 企画提案書のヒアリング

審査対象者に選定された者に対しては、契約予定者が特定されるまでの期間に、企画提案書の内容等について、電話やメール等で問合せをする場合がある。

(7) 契約予定者の特定

ア 企画提案書等及びヒアリングの内容を別表3で評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点が満点の60%程度未満の場合を除く。また、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、以下の優先順位により契約予定者を特定する。

優先順位1：別表3の「2 企画提案内容」に係る評価点の合計が最も高い者

優先順位2：参考見積価格の最も低い者

優先順位3：該当者によるくじ引き

イ 契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和6年9月24日(火)までに電子メールにて通知する。また、次点の提案者についても、令和6年9月24日(火)までに電子メールにて通知する。

ウ 参加表明書及び企画提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を、電子メールにより、令和6年9月24日(火)までに通知する。

## 5 その他

- (1) 詳細は「企画提案募集要項」及び「企画提案説明書」による。
- (2) 本募集に係る説明会は行わない。
- (3) 契約手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は静岡県政策推進局総合政策課（電話番号 054-221-3201）とする。